

## 第8号議案 令和5年度事業計画の件

令和5年度事業計画（案）を次の通り策定したいので、この承認を求めます。

### <基本活動方針>

新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用のルールが令和5年3月13日から緩和され、4月1日からは、季節性インフルエンザと同等の第5類となり、徐々に新型コロナ前の状況に戻りつつあります。

そのような中、司法書士制度が150周年を迎え、所有者不明土地問題を解決する方向での制度の改正や新設などが進んできました。

その間、活動の制限を余儀なくされていましたが、今年度からは、それらの制度について積極的な周知、広報活動を進めてまいります。

新設された制度の中の所有者不明土地管理人及び管理不全土地管理人に、我々司法書士の活用が期待されています。それを受け、各地方裁判所に、当該管理人候補者名簿を提出する予定としております。

同制度に関する研修を受けるなど一定の要件を満たす会員を候補者としますが、研修については、現在連合会においてプログラムを策定しており、運用が開始されましたら、積極的な受講をお願いいたします。

さて、今年度の総会において、FATF関連の会則改正を予定しています。

理解をしていただくため、研修会の開催や各支部の総会でのご挨拶の中でご説明をさせていただくなどいたしました。本人確認に関する会則改正がなされていない本会においては、今回の改正において、本人確認を含む会則改正となりますので、ご理解をお願いいたします。

いよいよ令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

数年前から周知活動をしてまいりましたが「相続は司法書士」と言われるよう、より一層理解を深めていただくための活動を進めてまいります。

その一方で、インターネットが普及し、我々を取り巻く環境も大きく変化してまいりました。

とりわけ、相続や会社設立などWebを利用して簡単に登記申請書が完成するサービスが出てきています。全国的に普及しているようですが、司法書士法及び弁護士法に違反する疑いがあり、厳正に対処してまいります。

制度150周年記念事業として、令和4年度よりYouTube動画の制作を進めておりますが、1人でも多くの方々に見ていただけるような完成度の高い動画とするため、今年度も予算を割かせていただきました。8月3日の司法書士の日までに完成させたいと考えております。

その他の各種事業については、各部の計画に記載のとおりとなっております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## I 総務部

### 1. 会則、諸規則等の一部改正

会則につき犯収法にかかるもの、諸規則につき会員の業務広告に関する規則の改正及び特別事件報告書に関する規則の制定を予定しております。

### 2. 職域確保のための非司法書士排除活動の実施

非司法書士の個別具体的案件は、会員からの情報提供により実態を把握し、非司法書士排除委員会、総務担当役員により対応いたします。

### 3. 会員業務に対する問合わせ、苦情の申出等への対応

第一次的な窓口として、市民窓口運営委員会にて対応いたします。

### 4. 職域確保・拡大のための関係諸団体との交流

隣接士業連絡協議会へ参加いたします。

また、相談事業部と連携を取りながら、日本司法支援センター新潟地方事務所（法テラス新潟）の運営に関し、各関係機関と協議し対応いたします。

### 5. 法務局からの登記申請書等の調査委嘱の対応

今年度も、法務局より本会に対して登記申請書等の調査委嘱がされると思われまます。該当支部となった場合には、ご協力お願いいたします。

### 6. 会務の電子化の促進

情報提供手段として電子媒体によるメール配信を行っております、紙媒体での配信を希望されている会員におかれましては、メール配信への変更につきご協力をお願いします。

令和4年度と同様、会員ネットへの登録についてもこの促進を図ります。

### 7. その他

会費の振替への会員のご理解ご協力をお願いしたいと思ひます。

## II 事業部

### 1. 対内事業

#### (1) 会報「信濃川」の発行

今年度も年2回の発行を予定しています。会員が「信濃川」の発行を楽しみにするような内容になるよう工夫を考えています。

会員からの投稿、内容に関するアイデアを随時募集しています。表紙の写真も募集していますので、皆様の積極的な投稿をお願いする次第です。

## (2) 新潟県司法書士会ホームページ・会員ネット・理事会ネットの運営

無料相談会、求人情報、本会事業活動を発信すると共に、会員の情報共有の場としての会員ネットの更なる充実を図ります。

会員の皆様には、ペーパーレス化を進めるためにも会員ネットをご利用いただきたく、利用率向上のための広報を進めて参ります。

## (3) 少額事件裁判事務推進助成事業

司法書士は「法律事務の専門家」として、一般市民の生活に密接に関連した紛争事件に対し関わっていくことが大切です。ところが、経済性合理性の観点から市民が司法書士に依頼することを躊躇する内容のものもあります。司法書士が簡易裁判所の代理権をもつ法律家として生き残るためには、そのような事件にも積極的に関わっていかなければなりません。

そこで、今年度も司法書士の報酬が10万円未満のものに関し、上限5万円、先着10件の範囲で報酬の一部を助成する予定です。

## (4) 経済的困窮者を支援する事業

経済的困窮者に生活保護申請手続きの同行支援を行なった会員に対し、先着10件の範囲で一事業の日当を支弁します。

## 2. 対外事業

### (1) 高校講座講師派遣事業

実施予定校を10校程度とし、学校側から要望があった場合は寸劇等を交えた講座を実施します。キャッチセールス、電話での勧誘、インターネット詐欺などの題材のほか、登記などの仕事内容も盛り込み、司法書士の認知につなげたいと考えています。

若い世代に司法書士を知ってもらえるよう、会員の皆様のご協力をお願いします。

### (2) 新潟大学法学部「司法書士と法」講座の担当

下記のとおり、4月から7月まで新潟大学法学部において「司法書士と法」（全15回・全学年対象）を担当します。

なお、今年度は、オンライン形式によらず、対面形式での講義及び試験となる予定です。

全15回 1コマ90分

回数	日程	テーマ	担当者
1回	4月11日	ガイダンス 総論 司法書士とは 司法書士試験合格者の体験談	鈴木利益会長 徳本好彦常任理事 小林優会員 (令和4年度合格)
2回	4月18日	不動産登記	杵渕栄治会員
3回	4月25日	〃	〃
4回	5月2日	〃	〃
5回	5月9日	〃	〃
6回	5月16日	商業登記	若槻 陽会員

回数	日程	テーマ	担当者
7回	5月23日	商業登記	若槻 陽会員
8回	5月30日	〃	〃
9回	6月13日	ADR	柿崎啓子会員
10回	6月20日	〃	〃
11回	6月27日	成年後見	帯瀬利明会員
12回	7月 4日	〃	〃
13回	7月11日	家族信託	山田 祥会員
14回	7月18日	〃	〃
15回	7月25日	試験	徳本好彦常任理事

### (3) 「司法書士の日」記念事業

#### ① 「一日司法書士」

県内の高校生に一日司法書士になってもらい、司法書士の業務紹介や執務現場（法務局や裁判所）の見学を通じて、司法書士制度、登記司法制度への理解を深めてもらうことで、司法書士制度の認知度向上を図ることを目的とします。

#### ② 「司法書士の日」のPR

相談事業部と連携したPR活動などで、よりいっそう司法書士の認知度向上につなげていく予定です。

### (4) FM新潟によるラジオスポットCM、パブリシティ

司法書士業務の認知につなげることを目的とし、令和5年6月から令和6年3月まで毎週水曜日に20秒CMを行います。また、期間内に60秒コメントパブリシティを4回、180秒番組出演パブリシティを2回実施します。

### (5) インターネットリスティング広告

近年需要の高い相続関連の広報として、インターネットリスティング広告により「司法書士制度150周年」を記念するイベントや「相続登記相談センター」をPRします。

### (6) 司法書士活用に向けた商工団体・市民団体へのPR活動の実施

県内の商工団体及び市民団体等が開催する研修会等へ、司法書士の活用方法を紹介する目的で業務内容とPRを兼ねて講師を派遣します。

### (7) 新潟日報LEADERS倶楽部への参加

地元紙である新潟日報の企画「新潟日報LEADERS倶楽部」に参加します。県内の有力企業や各種団体、教育機関などが参加し、新潟の発展に貢献することを目的としています。

#### ① トップメッセージ・朝刊カラー別刷特集号（4月26日掲載）

会長のメッセージ・本会の概略を掲載

#### ② 朝刊記事下 全4段広告スペースを有効活用

(8) 各種広告媒体による司法書士の広報

今年度も「司法書士無料法律相談カレンダー」を新聞折込で配布します。

(9) 新潟県事業承継・引継ぎ支援センターへの相談員派遣

近年の事業承継ニーズの高まりにより、司法書士の関与も求められております。令和4年度の相談員派遣依頼はありませんでしたが、今年度は相談員のスキルアップを図り、また新潟県事業承継・引継ぎ支援センターに働きかけを行い相談員要請に対応できるようにします。

(10) 司法書士試験合格者への本会PR活動の実施

令和3年度より司法書士試験実施会場から新潟会場が廃止され、司法書士試験合格者の把握が難しくなっており、司法書士試験合格者を本会へ入会するよう勧誘する機会が大幅に減少しております。

そこで、新潟県出身や新潟県に縁のある合格者あるいは新潟県への移住を検討する司法書士試験合格者を本会へ入会するよう勧誘すべく、チラシ等を作成して、合格者が集合する機会を捉えてPR活動を実施したいと考えております。

### Ⅲ 相談事業部

1. 無料電話相談事業

現在設置されております「司法書士総合相談センター」「多重債務ホットライン」及び全国統一フリーダイヤルによる「相続登記相談センター」により、無料電話相談を行ってまいります。

会員の皆様には、電話相談員としてご協力をお願いいたします。

2. 水曜無料相談

毎週水曜日に面談による相談活動を実施して参ります。理事及び申込みのあった会員で相談員を担当しています。

会員の皆様には、相談員としてのご協力をお願いいたします。

3. 法の日の無料相談（くらしの無料相談会）

例年、法の日に際して新潟地方法務局本局・各支局より相談所開設依頼がありました「くらしの無料相談（法務行政相談）」ですが、同相談会は今後行わない予定となっており、その代わりに一部市町村において法の日に合わせて無料相談会が実施されることがあります。令和4年度は糸川市と加茂市の2カ所で相談会が実施され、今年度も県内2会場程度で実施される可能性があります。相談員派遣等の協力要請があった場合は要請に応じてまいります。

4. 会員各事務所における無料相談

①「8月3日は司法書士の日」司法書士無料相談

例年どおり、8月3日を「司法書士の日」として、会員各事務所において相続登記に関する無料相談を実施いたします。

## ②「法の日」の無料相談

例年どおり、10月1日の「法の日」に合わせて、会員各事務所において一週間の無料相談を実施いたします。

## ③相続登記に関する無料相談

例年どおり、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、会員各事務所において相続登記に関する無料相談を実施いたします。

司法書士のイメージアップや市民の身近な存在としてより一層認識されるためにも、会員の皆様には無料相談の実施にご協力をお願いいたします。

## 5. 相続・遺言セミナー相談会

近年、相続登記の未了による所有者不明土地問題解消に向けて相続登記の義務化等の改正法の施行が予定されています。また、社会情勢の変化により、配偶者居住権の創設や法務局における自筆証書遺言書保管制度等の新たな制度も開始されています。これらを受け、市民の遺言・相続に関する関心が増していることから、相続及び遺言に関するセミナー相談会を実施する予定です。

なお、令和4年度同様にセミナー相談会は新潟地方法務局と共催で、県内3か所以上の複数個所で実施する予定です。

## 6. 時機に応じた相談会

日本司法書士会連合会の要請、また行政機関などの他団体等の要請により、時機に応じて相談会を実施する予定です。

## 7. 11士業による合同相談会

今年度も新潟県内11士業による合同相談会が予定されています。相談内容に応じて、適切な専門家が対応できるよう協力してまいります。また、相談会の他にも合同勉強会の開催等を通じて、士業連携を深めていきたいと思っております。多くの会員の皆様の参加をお願いいたします。

## 8. 債務整理受任のためのチューター制度

引き続き、債務整理事件を受任したことがない新入会員や新たに債務整理業務を始める会員で受任に不安を感じている会員に対し、チューター司法書士を希望者に配置して債務整理の受任をサポートしていきます。

債務整理事件に関して経験豊富な会員の皆様には、チューター司法書士としてのご協力をお願いいたします。

## 9. 「新潟県多重債務者対策連絡会議」への協力

新潟県多重債務者対策連絡会議に参加し、多重債務者対策について会議参加機関と連携して多重債務者相談キャンペーンの運営に参画してまいります。また、各自治体からの講師派遣、相談員派遣の要請に応じてまいります。

#### 10. 法テラスとの意見交換会

法テラス新潟の扶助担当者及び情報提供職員との会議を行い、連携を深め、より市民からの相談窓口の拡大に努めます。

#### 11. 自殺対策

新潟県は人口10万人あたりの自殺死亡率の比較では、全国ワースト上位となっており、新潟県は自殺対策計画を策定し、自殺予防対策を推進しております。県の自殺予防対策に協力し、県内の自殺対策を実施する各機関とも連携してまいります。

県内の関係機関との連携により、生活苦や雇用問題を抱える市民への相談などの支援体制を整えたいと考えております。

#### 12. 空家・所有者不明土地問題等対策委員会

社会問題化している空き家・所有者不明土地問題について対応していきます。

具体的な活動は、空家問題・所有者不明土地問題等について市町村はじめ、土地改良区、農業委員会など各種団体との情報交換、研修会、相談会の開催などを予定しています。

### IV 研修部

1. 今年度も、会則に基づき、例年どおり会員研修会、年次制研修会、新人研修会の開催を予定しております。また、必要に応じ時宜に即した研修会の開催も想定しております。

#### 2. 会員研修会

後記一覧の研修会を予定しております。またその他に、時期に応じた研修を行う予定です。インターネット環境の整備により、臨場感をもって同時配信研修に望めるよう企画しております。各種のテーマを盛り込むため開催数が多くなる場合がありますが、必要なテーマを適宜選んで研修に臨んでください。

なお、日司連会員研修規則の改正により、令和元年度から倫理研修単位の取得が義務付けられています。倫理研修の受講漏れにお気を付けください。

#### 3. 年次制研修会

例年通り今年度該当者で実施する予定です。近年司法書士に対する評価に厳しい面も見られるところ、さらなる倫理研修の重要性が認識されるところです。年次制研修会を通じ、職責を確認していただきます。

本会会員としては、日司連主催の研修会への参加、当会でのDVD視聴による参加、関ブロ主催研修会への参加の方法があります。

#### 4. 新人研修会

令和5年度合格者及び入会者を対象に2回開催する予定です。

配属研修については、希望者の増加も予想されること、受け入れ先の確保に努め希望に沿うよう体制を整えてまいります。

## 5. ゼミ形式の継続研修会

令和4年度にゼミ形式の継続研修会を企画しましたが、途中から座学による講座に切り替えました。今年度もゼミ形式若しくは講座形式の継続研修会を企画したいと思います。

## 6. 履修単位

単位会や日司連の研修会の受講義務は、法、会則の要請です。これら研修会を全く受講されない方がおられるような事態が可及的に生じないように、研修部としても努めてまいります。

単位未取得者については、自覚を求めるべく、単位を何ら修得していない旨を通知し、法の趣旨に従う旨の書面の提出も促すよう試みも考えております。

また、日司連会員研修規則の改正により必修の倫理研修2単位を含む年度内取得単位数が12単位と義務付けられました。これまで以上に積極的な研修受講の姿勢が求められていることから、引き続き取得単位数の通知を年度内2回とし、自らの取得単位数を認知していただきます。

## 7. 本会研修の支部並びに会員事務所等への配信

本会研修会の同時配信を、引き続き今年度も行います。上越支部と佐渡支部においては常設配信ができる体制にありますので、両支部については常時配信することを前提としています。また、会員事務所等への同時配信も引き続き行います。研修部としては、会員事務所等への同時配信により支部単位での会場を設けての同時配信は、現時点では考えておりませんが、他の支部からの要望があった場合には、柔軟に対応いたします。併せて、安定した送受信ができるよう機材の確保や、これを操作する人員の育成に努めてまいります。人員については、研修委員だけでなく、各支部にも要請する等を検討しています。なお、近年、支部研修における講師選定に苦勞しているとの声を耳にすることがあります。同時配信は、支部研修であっても有効であり、2つ以上の支部が共同して支部研修会を開催することを技術的に可能となることから、講師選定の負担を軽減することにも資することになります。ただ、生講義での研修需要もあることから、研修部としては、他会での研修会に研修委員を派遣し、支部研修で伝達講師ができるよう整備をはかってまいります。

## 8. 令和5年度に予定される研修会一覧（令和5年4月1日現在）

日 程	テーマ（仮題）	講 師	同時配信 会場
6月24日	「民法/不動産登記法の改正・相続登記義務化」 (R4.10.1 関プロ会員研修)	DVD研修 早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目章夫 氏	佐 渡
7月29日	登記に関する税務	税理士 八百板 誠 氏	上 越 佐 渡
9月30日	相続財産清算人	正影秀明 氏（岡山県会）	上 越 佐 渡
11月25日	個人情報保護法	新潟大学教授 鈴木正朝 氏	上 越 佐 渡
12月 9日	倫 理 研 修	DVD	上 越 佐 渡
令和6年 1月27日	民 法 関 連	未 定	上 越 佐 渡
10月14日	年 次 制 研 修 会	日司連DVD グループディスカッション	—



日 程	テーマ（仮題）	講 師	同時配信 会 場
1 2 月	第 1 回 新人研修会	未 定	—
3 月	第 2 回 新人研修会	未 定	—

※カリキュラム、講師、講義時間等は、都合により変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## V 新潟県司法書士会話し合いサポートセンター

### 1. 令和5年度活動方針

コロナ禍のため活動を縮小する時期もありましたが、今年度は対面調停・オンライン調停ともに利用できる本センターのメリットを活かし、市民のみなさまの紛争解決に寄与できるよう、活動を行いたいと考えております。

また遺産分割調停をはじめとする「相続に関する紛争」等、取扱い件数増加を目指し、各所に広報活動を行う予定です。

### 2. 研修等実施

名簿登載者及び今後新しく手続実施者名簿に登載を希望する会員向けに下記研修を行います。多くの方の参加をお待ちしております。また、調停を受理した案件については事例検討会を行います。

#### (1) 手続実施者養成研修

今年度は「傾聴」をテーマとした研修会を原則集合形式にて開催いたします。講師は「司法書士による対話促進ネットワーク hoahoa」から複数名派遣いただく予定です。

#### (2) 法令研修

過去に録画した研修を視聴いただくことで対応いたします。

#### (3) 事例検討会

調停期日が開催された案件について事例検討会を開催する予定です。

### 3. 広報活動

チラシの配布先を検討し、市民のみなさまに本センターが周知されるよう努めます。また、会員のみなさまにもチラシの配布等を行う予定です。

### 4. 研修派遣

日本ADR協会主催の実務研修会等に、会員を派遣します。

### 5. 運営委員会会議等

運営委員会の開催を5回程度、必要に応じて手続実施弁護士との会議1回を予定しています。

### 6. ニュースレターの発行

年2回を目標に話し合いサポートセンターの活動をお知らせするニュースレターを作成し、会員発信の際にお送りする予定です。